

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和3年2月9日

会議の名称	庁議
開催日時	令和3年2月9日（火） 9時35分～10時5分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎誠一 総務部長 川幡浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上孝浩 子ども・健康部長 芦野伸二 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 渋谷 聡 会計管理者 今野喜明 議会事務局長 大河内充 教育政策部長 北村竜一 (計14人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松永 仁 2～7 福祉部長 村上孝浩 【報告】 1、2 総合行政部長 尾崎誠一 3、4 総務部 川幡浩之 5 市民生活部長 村山 修 6 福祉部長 村上孝浩
議 題	【付議】 1 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）実行計画（令和3年度～令和5年度）について（市長公室） 2 志木市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について（福祉部） 3 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について（福祉部）

	<p>4 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（福祉部）</p> <p>5 志木市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（福祉部）</p> <p>6 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（福祉部）</p> <p>7 志木市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する条例の一部を改正する条例について（福祉部）</p> <p>【報告】</p> <p>1 志木市特定事業主行動計画～職員の子育て・女性職員の活躍推進～の策定について（総合行政部）</p> <p>2 志木市人材育成基本方針《第三次改訂版》の策定について（総合行政部）</p> <p>3 令和2年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）</p> <p>4 令和3年度志木市一般会計、特別会計及び企業会計当初予算について（総務部）</p> <p>5 第6次志木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定について（市民生活部）</p> <p>6 志木市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）に対する意見公募の結果について（福祉部）</p>
<p>結 果</p>	<p>【付議】</p> <p>1 了承</p> <p>2 了承</p> <p>3 了承</p>

	4 了承 5 了承 6 了承 7 了承 【報告】 1 了解 2 了解 3 了解 4 了解 5 了解 6 了解
事務局職員職氏名	秘書政策課長 外立健一
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）実行計画（令和3年度～令和5年度）について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画 将来構想）に基づく後期実現計画に掲げた施策を実現するため、事業計画及び財政計画である実行計画について、新年度予算編成等を踏まえ調製したものである。

○質疑応答等

特になし

2 志木市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針となる志木市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業が令和2年度をもって計画期間の満了を迎えることから、今後も地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と超高齢社会における持続可能な介護保険事業を確保するため、令和3年度から令和5年度を計画期間とする志木市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定するものである。

【内容】

（1）計画名

志木市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

（2）計画期間

令和3年度から令和5年度まで

（3）計画の目的

今後3年間の高齢者福祉施策や施策ごとの事業、介護サービス見込量及びそれに伴う介護保険料を体系的に示した計画

（4）市民意見公募の結果

提出意見件数 8件（個人1人、団体1件）

○質疑応答等

特になし

3 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画を踏まえ、介護保険料の見直し等を行う。

【内容】

(1) 介護保険料の基準額を、月額4,729円から4,967円に改定し、同時に保険料段階を現行9段階から13段階へ多段階化する。

また、税制改正（基礎控除、給与所得控除及び公的年金等控除の見直し）により、意図しない保険料の変化が生じないように所要の経過措置を設ける。

(2) 移送サービスについて利用の弾力化等を図るため、上限を「1月に2回」から「1つの年度で24回の範囲内で規則で定める回数」に改める。

(3) 施行日

①令和3年4月1日

②令和3年10月1日

○質疑応答等

特になし

4 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

3年に1度行われる介護報酬改定に伴い、人員及び運営に関する基準省令の改正が行われたこと等による所要の改正を行うものである。

【内容】

(1) 主な改正内容

①高齢者虐待防止の推進

②介護保険データベースの収集・活用とPDCAサイクルの推進

③会議におけるICTの活用

④ハラスメント対策の強化

⑤業務継続計画の策定

⑥感染症対策の強化

(2) 施行期日

令和3年4月1日施行

※一部事項については、令和6年3月31日（または施行日から6か月を経過する日）までは経過措置として努力義務

○質疑応答等

特になし

5 志木市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

3年に1度行われる介護報酬改定に伴い、人員及び運営に関する基準省令の改正が行われたこと等による所要の改正を行うものである。

【内容】

(1) 主な改正内容

- ①高齢者虐待防止の推進
- ②介護保険データベースの収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ③会議におけるICTの活用
- ④ハラスメント対策の強化
- ⑤業務継続計画の策定
- ⑥感染症対策の強化

(2) 施行期日

令和3年4月1日施行

※一部事項については、令和6年3月31日までは経過措置として努力義務

○質疑応答等

特になし

6 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

3年に1度行われる介護報酬改定に伴い、人員及び運営に関する基準省令の改正が行われたこと等による所要の改正を行うものである。

【内容】

(1) 主な改正内容

- ①高齢者虐待防止の推進
- ②介護保険データベースの収集・活用と PDCA サイクルの推進
- ③会議における ICT の活用
- ④ハラスメント対策の強化
- ⑤業務継続計画の策定
- ⑥感染症対策の強化

(2) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日施行

※一部事項については、令和 6 年 3 月 3 1 日までは経過措置として
努力義務

○質疑応答等

特になし

7 志木市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

3 年に 1 度行われる介護報酬改定に伴い、人員及び運営に関する基準省令の改正が行われたこと等による所要の改正を行うものである。

【内容】

(1) 主な改正内容

- ①高齢者虐待防止の推進
- ②介護保険データベースの収集・活用と PDCA サイクルの推進
- ③会議における ICT の活用
- ④ハラスメント対策の強化
- ⑤業務継続計画の策定
- ⑥感染症対策の強化

(2) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日施行

※一部事項については、令和 6 年 3 月 3 1 日までは経過措置として努力
義務

○質疑応答等

特になし

【報告】

1 志木市特定事業主行動計画～職員の子育て・女性職員の活躍推進～の策定について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

本市における特定事業主行動計画は、「職員の子育てに関する行動計画」（第3期）及び「女性職員の活躍推進に関する行動計画」を策定し推進しているが、令和3年3月31日をもって計画期間が満了となること、また、両計画のさらなる推進を図るため、両計画をひとつの計画として見直し、令和3年度から令和7年度の5か年を計画期間として策定するものである。

【内容】

（1）計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（2）取組内容

- ・仕事と家庭の両立支援に関するもの
- ・女性職員の活躍推進に関するもの
- ・働きやすい職場環境の整備に関するもの
- ・その他の次世代育成支援に関するもの

○質疑応答等

特になし

2 志木市人材育成基本方針《第三次改訂版》の策定について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

本市では、市民力が生きるまちづくりを着実に推進するため、平成27年3月に人材育成基本方針《第二次改訂版》を策定し、取り組んできた。

近年では、地方公務員法の改正により、任用形態が多様になっているなかで、職員研修においても工夫を凝らしながら実施する必要が求められていることから、令和2年1月に策定した、「志木市定員管理計画《第4期》」を踏まえ、志木市人材育成基本方針《第三次改訂版》を策定するものである。

○質疑応答等

特になし

3 令和2年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和3年3月定例会に提出する補正予算は、次のとおりである。

- ・令和2年度一般会計補正予算（第9号）

※繰越明許費の補正含む

- ・令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- ・令和2年度志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- ・令和2年度介護保険特別会計補正予算（第4号）

※繰越明許費の補正含む

- ・令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

【補正予算の内容】

（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第9号）	36,629,797	▲56,382	→ 36,573,415
国保特別会計（第5号）	6,523,363	82,376	→ 6,605,739
駐車場特別会計（第2号）	48,364	0	→ 48,364
介護特別会計（第4号）	4,639,513	225,309	→ 4,864,822
後期特別会計（第3号）	1,019,308	▲3,986	→ 1,015,322

○質疑応答等

特になし

4 令和3年度志木市一般会計、特別会計及び企業会計当初予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和3年3月定例会に提出する当初予算は、次のとおりである。

（単位：千円・%）

会計区分	令和3年度予算	令和2年度予算	増減額	増減率
一般会計	30,777,000	27,781,000	2,996,000	10.8
国民健康保険特会	6,306,986	6,512,697	▲205,711	▲3.2
地下駐車場特会	44,052	48,364	▲4,312	▲8.9
介護保険特会	5,032,049	4,481,080	550,969	12.3
後期高齢医療特会	1,030,605	1,019,000	11,605	1.1
水道事業	2,664,426	2,142,929	521,497	24.3

下水道事業	3,174,617	3,367,131	▲192,514	▲5.7
合計	49,029,735	45,352,201	3,677,534	8.1

※水道・下水道事業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額

【令和3年度末基金残高見込】

財政調整基金 808,154 千円

公共施設安心安全化基金 1,501,683 千円

5 第6次志木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定について
（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づき策定するものである。

第5次計画は、令和2年度で計画期間が終了となることから、第5次志木市地球温暖化対策実行計画の結果を踏まえ、志木市役所が一事業者として積極的に温暖化対策に取り組むため、「第6次志木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定するものである。

○質疑応答等

特になし

6 志木市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）に対する意見公募の結果について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

本計画の素案に対する意見公募を実施したので結果を報告するものである。

(1) 意見の提出期間

令和2年12月23日（金）～令和3年1月22日（金）

(2) 提出された意見

意見件数 8件（個人1人、団体1件）

(3) 公募意見に対する市の考え方

- ・意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの 2件
- ・原案のとおりとするもの 6件
- ・その他 0件

結果については、市ホームページ等で公表する。

○質疑応答等

特になし

【その他】

・**新生児子育て応援金申請・給付状況について（子ども・健康部）**

令和3年1月31日現在、新生児子育て応援金の申請を受理した407件について、給付を完了した。なお、4月28日以降に誕生した新生児で10件の未申請があり電話等で案内をする。

・**高齢者等PCR検査の実施について（子ども・健康部）**

高齢者等PCR検査の実施は、令和3年1月31日現在42件である。

・**小中学校の卒業式について（教育政策部）**

新型コロナウイルス感染症対策のため、来賓は招待しないで開催する。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。